

「三芳町地域包括支援センター」が 役場庁舎高齢者支援課内に設置されました

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護・福祉・医療などの面で総合的に支え、介護予防を進めていくための拠点として、「地域包括支援センター」を4月1日に役場庁舎高齢者支援課内に設置しました。

相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
相談・問い合わせ (内線188・189) FAX 274-1107

相談日時

月曜日から金曜日
(祝祭日及び12月29日・1月3日は除きます。)
午前8時30分～午後5時05分

専門職が連携して取り組みます。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が中心となって、高齢者の支援を行います。

地域包括支援センターの業務内容

高齢者のみなさんやご家族の様々な相談に対応します。
高齢者のみなさんに関する様々な相談を受け止め、必要なサービス等につなげます。
自立して生活できるように支援します。
介護が必要になるおそれがあると判定された方(特定高齢

者)や、介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」の認定をされた方を対象に、一人ひとりの生活に合わせた支援計画を作ります。また、介護予防サービス利用のための調整を行います。

高齢者の権利を守ります。

高齢者に対する虐待防止への対応や成年後見制度の活用支援などを行います。

高齢者の生活全体を支えるネットワークづくりを行います。

自宅でも施設でも適切なことなく一貫して支援が受けられ、地域で暮らし続けることができるよう、関係機関との連携体制づくりをしていきます。また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援を行っています。



町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

善意の寄附を
ありがとございました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。
ありがとございました。

- 三六二円/三月二三日 高橋昇
- 七〇〇円/三月二〇日 花もめサロン
- 五万円/三月二〇日 旬阿部商事
- 一万五〇〇円/三月二三日 とうん作り有志の会
- 二万円/三月二三日 三芳町で良い映画を観る会
- 五〇〇円/三月二六日 竹間沢小学校 八年度卒業生保護者
- 一五〇〇円/三月二八日 林 耐生
- 三〇〇〇円/三月二八日 逢野喜三
- 一五〇〇円/三月二八日 小山登喜男
- 一五〇〇円/三月二八日 中村恒男

- 一三七円/三月二八日 匿名
 - 五〇〇〇円/三月二九日 高橋正明
 - 一五〇〇円/四月一日 島田喜久雄
 - 一〇万円/四月三日 高橋義男
 - (愛の福祉基金として) 五〇〇〇円/二月二日 匿名
 - 一万円/三月二九日 高田幸雄
 - 一〇万円/四月三日 匿名
- (町の指定寄付として)
- 社会福祉協議会 電気式生ごみ処理機 購入費の補助について
 - 健康福祉課 一般家庭から排出される生ごみ減量化の試みとして、電気式生ごみ処理機購入費を補助いたしますので、希望する人は左記の要領で申し込みください。
 - 応募要件
 - ・町内に1年以上居住している人(事業所は除く)
 - ・設置した生ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理できる人
 - ・堆肥化された生ごみ肥料として自家処理することができる人
 - 応募期間

- 5月7日(月)～12月21日(金) (土・日曜日・祝日を除く)
- 補助金の額
- 購入金額の2分の1で2万円を限度とする。
- 補助件数 12件(申込み順)
- 申込み 自治環境課へ購入前に補助金交付申請書を提出してください。
- 問い合わせ 自治環境課環境衛生係(内線262)
- 4月から国民健康保険高額療養費(入院時)の立て替え払いが不要になりました
- 4月から国民健康保険加入者が入院した際、窓口での支払いが自己負担限度額までとなりました。これまでの高額療養費制度は、いったん医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払った後、国保から自己負担限度額を超えた分が払い戻されるしくみですが、改正により、入院については自己負担限度額までの請求となりました。ただし、この適用を受けるには、通用認定証が必要となりますので、住民課国保年金係の窓口で申請をしてください。
- 国保税の滞納があると交付できません。
- 問い合わせ 住民課国保年金係(内線153・156)

私立幼稚園就園奨励費補助金

町では、幼稚園就園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育を一層普及させるため、国の幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けて入園料及び保育料の一部を補助しています。

対象 三芳町に住民登録があり満3歳・3歳・4歳・5歳児を私立幼稚園に就園させている世帯

補助額 今年度の住民税(市町村民税)課税額等により補助額を決定。未申告の場合は対象外になります。

必要書類 各幼稚園から配布(6月予定)される申請書類に記入の上、幼稚園に提出してください。

平成19年1月2日以降に三芳町に転入された方は、前住所地の市区町村発行の平成19年度住民税課税(非課税)証明書を添付してください。

問い合わせ 教育委員会学校教育課(内線524・525)

都市計画に関する公聴会の開催

埼玉県が決定する都市計画の案を作成するにあたり、住民のみなさんの意見を聞くために開催します。

日時 5月31日(木) 午後2時
場所 富士見市立心じみ野交流センター 講座室(2階)

内容 富士見都市計画「住宅市街地の開発整備の方針」
公述(公聴会で意見を述べること)を希望する方は、公述申出書をまちづくり推進課に持参または郵送してください。(5月17日(木)必着)

公述希望者が多い時は、公述人を選定することがあります。また、公述の申し出がない時は、公聴会は中止となります。傍聴希望者は、5月24日(木)以降に開催の有無を問い合わせください。

公聴会の詳細や公述申出書の様式は、次の閲覧場所にあります。

閲覧期間 5月2日(水)～17日(木)、午前8時30分～午後5時(土・日曜日及び祝日を除く)

閲覧場所 まちづくり推進課 富士見市まちづくり推進課 ふじみ野市都市計画課 県住宅課、県川越県土整備事務所

問い合わせ まちづくり推進課(内線232)
県住宅課 ☎048-8330-5571
県住宅課ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BH00/main/jutakumen.htm>

年金制度改正のお知らせについて

国民年金

- 70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の金額または一部の額が支給停止となる場合があります。
70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。
ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。
 - 今すぐ年金を受ける必要がない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。
65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に支給の繰下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。なお、老齢基礎年金については、従来から繰下げ支給の制度があります。
- 手続**
老齢厚生年金の支給を繰下げて増額された老齢厚生年金を受けようとする方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。
- 問い合わせ** 所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0100
住民課国保年金係(内線153・156)
- 手続**
厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用、退職または賃金等に関する届書を、社会保険事務所へご提出ください。
御本人からの手続は不用です。